

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定

日本国及びカンボジア王国は、

両国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

それぞれの国の投資家による他方の国の区域内における投資を拡大するための良好な条件を更に作り出すことを意図し、

両国における投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

投資の促進に貢献する、東南アジア諸国連合の加盟国全体の間での拡大する経済的な相互依存関係を認め、一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産をいい、当該投資財産には、次のものを含む。

- (a) 企業
- (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (c) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（その債務証券から派生する権利を含む。）
- (d) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）
- (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (f) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

- (g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）
 - (h) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権
投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。
- (2) 「締約国の投資家」とは、次のものをいう。
- (a) 当該締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人
 - (b) 当該締約国の企業
- 第三国の企業の支店であって、締約国の区域内に所在するものは、当該締約国の投資家とはみなさない。
- (3) (a) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(4) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(5) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(a)当該締約国の領域並びに(b)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(6) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その改正を含む。）をいう。

第二条

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第三条

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第四条

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

第五条

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判

所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業者から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売

を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。

(i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合

(ii) 要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものである場合

(h) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(j) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(k) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関し、利益の付与又はその継続のための条件として1(g)から(k)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

第七条

1 第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書の表に記載するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はカンボジア王国の州

(b) (a)(ii)に規定する都道府県及び州以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措

置

- (c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新
- (d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限り。）
- 2 第二条、第三条及び前条の規定は、附属書 の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。
- 3 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書 の表の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。
- 4 一方の締約国が、この協定の効力発生の後に、附属書 の表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書 の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は例外的状況においては実施後できる限り速やかに、次の事項を行う。
 - (a) 当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に対し通報すること。

(b) 他方の締約国の要請があつた場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書 及び附属書 の表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第二条、第三条及び前条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第八条

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに国際協定であつて、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該

他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条

各締約国政府は、緊急の場合又は純粹に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための措置がとられ、及び努力が払われることを確保する。

第十一条

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条

1 いずれの一方の締約国も、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであり、かつ、(d)正当な法の手続及び第四条の規定に従ってとられるものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含め

るものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協定（その改正を含む。以下同じ。）に定義する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十七条の規定の適用を妨げない。

第十三条

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移

転することができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十四条

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確

保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (e) 一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬

(f) 第十二条及び第十三条の規定に従つて行われる支払

(g) 第十七条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十六条

1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は実施に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十七条

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この協定に基づき与えられる権利が侵害されたことにより損失又は損害を生じさせたものをいう。

2 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内

において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

4 (a) 投資紛争がそのような協議又は交渉により解決されない場合には、紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかに付託することができる。

(i) 紛争締約国の区域内における権限のある司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関

(ii) 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（その改正を含む。）（以下この条において「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(iii) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則（その改正を含む。以下同じ。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有しない場合に限る。

(iv) 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む。）による仲裁

(v) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

- (b) (a)の規定の適用上、紛争投資家が投資紛争を(a)(ii)から(v)までのいずれかの調停又は仲裁に付託する場合には、当該紛争投資家が書面により協議又は交渉を要請した日から少なくとも三箇月が、その付託の前に経過していなければならない。
- 5 適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。
- 6 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争が付託される少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。
- (a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所
- (b) 当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定のいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）
- (c) 4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの

- (d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算
- 7 (a) 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であつて、当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。
- (b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。
 - (i) 紛争当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定及び投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定
 - (ii) 書面による合意に関する外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（その改正を含む。）（以下「ニューヨーク条約」という。）（第二条の規定
- 8 7の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知つた日又は知るべきであつた最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。
- 9 4の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法

裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

10 4の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、11及び12の規定の要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ICSID」という。）の事務局長に対し、ICSIDの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

11 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによつても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

12 各紛争当事者は、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れら

れない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ICSIDの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によって指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

13 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において行う。

14 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

15 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された請求についての書面による通知（当該請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出されたすべての主張書面の写し

16 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

17 仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置

(紛争当事者のいずれかが所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。)を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じ、又は1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

18 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b) 違反があつた場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)の一方又は双方に限られる。

(i) 損害賠償金及び適当な利子の支払

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

19 18の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国

は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

20 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従って仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この20の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

第十八条

1 この協定（第十三条を除く。）の適用上、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（千九百九十四年のガット）第二十条及び第二十一条並びに世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定（サービス貿易一般協定）第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 一方の締約国がこの協定の効力発生の後に1の規定に基づいてこの協定（第十三条を除く。）に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該一方の締約国は、当該措置をとる前に、又はその後できる限

り速やかに、他方の締約国に対し当該措置の概要を通報するよう妥当な努力を払う。

第十九条

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第二条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十五条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合
(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

ること。

- 3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第二十条

- 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。
- 2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第二十一条

- 1 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。
- 2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定で

あつて当該一方の締約国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

- 3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があつた場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。

第二十二條

- 1 この協定のいかなる規定も、2から4までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。
- 2 第一條、第五條、第八條、第十二條、第二十五條及び第二十七條の規定は、租税に係る課税措置に適用する。
- 3 第十六條及び第十七條の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、2に規定する条項に係るものについて適用する。

4 次条の規定は、租税に係る課税措置に関する事項のうち、2に規定する条項に係るものについて適用する。

第二十三条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次の事項を任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第七条1の規定に従って維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) 第七条2の規定に従って採用され、又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に係るものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じて、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するために、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。

4 委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、民間部門との共同会合を開催することができる。

5 委員会は、一方の締約国の要請があつた場合には会合する。

第二十四条

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控える。各締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十五条

各締約国は、この協定に基づく義務を履行するに当たり、自国の区域内の地方政府によるこの協定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第二十六条

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家

によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十七条

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に

定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

5 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七年六月十四日に東京で、英語により本書一通を作成した。

日本国のために

安倍晋三

カンボジア王国のために

フン・セン

附属書（第七条関係） 適合しない現行の措置

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第七条1の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条（内国民待遇）

(b) 第三条（最恵国待遇）

(c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

- (e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
 - (f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。
 - (g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されることの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、その他のすべての事項に優先する。
- 4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

—	分野 小分野 産業分類	農林水産業（植物育成者権）
	J S I C	〇一九 その他の耕種農業
	J S I C	〇二四三 山林種苗生産サービス業
	J S I C	〇四一三 藻類養殖業
	J S I C	〇四一五 種苗養殖業

留保の種類	政府の段階	措置概要
内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）	中央政府	<p>種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条</p> <p>日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。</p> <p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護（その国の国民が日本国の植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することを日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、</p>

	二	その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	金融業 銀行業 J S I C 六一二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六二一 中小企業等金融業 内国民待遇（第二条） 中央政府 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。
三	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	熱供給業 J S I C 三五一一 熱供給業 内国民待遇（第二条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

五	四
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
情報通信業 電気通信業及びインターネット付随サービス業	<p>情報通信業 電気通信業</p> <p>J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七四 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 中央政府</p> <p>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条</p> <p>1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない者 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体</p> <p>2 日本国の国籍を有しない者は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p>

六		
産業分類	留保の種類 政府の段階	概要
J S I C 三七二一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七二二 長距離電気通信業 J S I C 三七二九 その他の固定電気通信業 J S I C 三七三一 移動電気通信業 J S I C 四〇〇一 インターネット付随サービス業 注 J S I C 三七二一、三七二二、三七二九、三七三一又は四〇〇一の下での活動のうち留保の 対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求 められるものに限られる。 内国民待遇（第二条） 中央政府	中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット 付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	産業分類 留保の種類 政府の段階 製造業 医薬品製造業 J S I C 一七六三 生物学的製剤製造業 内国民待遇（第二条） 中央政府

	七
措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類
<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p>	<p>製造業 皮革及び皮革製品製造業</p> <p>J S I C 一二五七 毛皮製衣服・身の回り品製造業</p> <p>J S I C 一二五九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業</p> <p>J S I C 一七九四 ゼラチン・接着剤製造業</p> <p>J S I C 二〇二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二一 なめし革・同製品・毛皮製造業</p> <p>J S I C 三二三四 運動用具製造業</p> <p>注1 J S I C 一二五九又は三二三四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。</p> <p>注2 J S I C 一七九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第二条）</p>

九	八	
産業分類 小分野 分野	留保の種類 産業分類 小分野 分野 政府の段階 措置 概要	政府の段階 措置 概要
鉱業 J S I C 〇五 鉱業	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

	留保の種類 政府の段階 措置 概要	
十	分野 小分野 産業分類	<p>石油業</p> <p>J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業</p> <p>J S I C 一八一 石油精製業</p> <p>J S I C 一八二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）</p> <p>J S I C 一八四一 舗装材料製造業</p> <p>J S I C 一八九九 他に分類されない石油製品・石炭製品製造業</p> <p>J S I C 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）</p> <p>J S I C 四七二 冷蔵倉庫業</p> <p>J S I C 五二三 石油卸売業</p> <p>J S I C 六〇三一 ガソリンスタンド</p> <p>J S I C 六〇三二 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）</p> <p>J S I C 九〇九九 他に分類されないその他の事業サービス業</p> <p>注1 J S I C 一八四一、一八九九、四七一、四七二又は六〇三二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。</p>

	十一
留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類
<p>注2 J S I C 九〇九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第二条） 中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もともと、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p>	<p>農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書の日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）</p> <p>J S I C 〇一 農業 J S I C 〇二 林業 J S I C 〇三 漁業 J S I C 〇四 水産養殖業 J S I C 六二二四 農業協同組合 J S I C 六二二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合</p>

十三	十二	
分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	留保の種類 政府の段階 措置 概要
運輸業	警備業 J S I C 九〇六一 警備業 内国民待遇（第二条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	J S I C 七九一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの） 内国民待遇（第二条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書の日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

小分野	航空運輸業
産業分類	J S I C 四六一一 航空運送業
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
政府の段階	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員のおおむね三分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可</p>

十四	分野 小分野 産業分類 留保の種類	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 中央政府	<p>は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 日本国の航空運送事業者及びこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に規定する自然人又は団体に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならず、また、日本国内の各地間において有償で旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。</p>
----	----------------------------	---	---

十五	
分野 小分野	措置 概要
運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行う うとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与 えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許 可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する 持株会社等についても適用する。</p> <p>3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

十六		
分野	産業分類 留保の種類	産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）		内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 中央政府 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

十七	分野 小分野 産業分類 留保の種類	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
	概要 措置 政府の段階	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 中央政府 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

十八		
分野	政府の段階	
小分野	措置	
産業分類	概要	
運輸業 鉄道業 J S I C 四二 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 中央政府 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。	

	十九
留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
内国民待遇（第二条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。	運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第二条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

<p>二十一</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p>	<p>運輸業 水運業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p>
<p>二十</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>い。</p> <p>運輸業 水運業</p> <p>J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業</p> <p>内国民待遇（第二条） 中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>概要 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。</p>

(カンボジア王国の表は省略)

<p>二十二</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>上水道業 J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇(第二条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>
	<p>政府の段階 措置 概要</p>	<p>最恵国待遇(第三条) 中央政府 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。</p>

附属書（第七条関係） 締約国が適合しない措置を採用し、又は維持する分野、小分野又は活動

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条（内国民待遇）

(b) 第三条（最恵国待遇）

(c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。

- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
 - (e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
 - (f) 措置。「措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」は、その他のすべての事項に優先する。
- 4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

—	分野 小分野 産業分類 留保の種類	すべての分野 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
---	----------------------------	---

	二
<p>概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p>
<p>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行うことができる。</p> <p>(a) カンボジア王国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。</p> <p>(b) カンボジア王国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>(c) 後継企業の取締役、理事又は役員国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</p>	<p>すべての分野</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>指定された企業又は政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売が、これらの指定された企業又は政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業又は政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持することができる。</p>
措置	措置

四	三
産業分類 小分野 分野	留保の種類 産業分類 小分野 分野
航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業 J S I C 二七一 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 J S I C 二七四 電子応用装置製造業 J S I C 二七五 電気計測器製造業 J S I C 二七九 その他の電気機械器具製造業 J S I C 二八 情報通信機械器具製造業 J S I C 二九 電子部品・デバイス製造業 J S I C 三〇四 航空機・同附属品製造業	すべての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 研究及び開発のための補助金については、カンボジア王国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。

五			
産業分類	分野 小分野	措置	留保の種類 概要
J S I C 二七四 電子応用装置製造業	武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	留保の種類 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 注 J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇五九、三〇九九、八七一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られる。 J S I C 三〇五九 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 J S I C 三〇九九 他に分類されない輸送用機械器具製造業 J S I C 八七一一 一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。） J S I C 八七二 電気機械器具修理業

	留保の種類	概要 措置
	J S I C 二七五 電気計測器製造業 J S I C 二七九 その他の電気機械器具製造業 J S I C 二八 情報通信機械器具製造業 J S I C 二九 電子部品・デバイス製造業 J S I C 三〇三 船舶製造・修理業、船用機関製造業 J S I C 三〇五九 その他の産業用運搬車両・同部品・附属品製造業 J S I C 三〇九九 他に分類されない輸送用機械器具製造業 J S I C 三二八一 武器製造業 J S I C 八七一 一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。） J S I C 八七二 電気機械器具修理業 注 J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、三〇九九、八七一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、武器産業に関連するものに限られる。	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

産業分類	分野 小分野
	エネルギー産業
	電気業
	ガス業
	原子力産業
J S I C 〇五一九	その他の金属鉱業（核原料物質に限る。）
J S I C 二四九一	核燃料製造業
J S I C 二七一	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
J S I C 二七四	電子応用装置製造業
J S I C 二七五	電気計測器製造業
J S I C 二七九	その他の電気機械器具製造業
J S I C 二八	情報通信機械器具製造業
J S I C 二九	電子部品・デバイス製造業
J S I C 三〇三	船舶製造・修理業、船用機関製造業
J S I C 三〇五九	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
J S I C 三〇九九	他に分類されない輸送用機械器具製造業
J S I C 三三一	電気業
J S I C 三四一	ガス製造工場
J S I C 三四二	ガス供給所
J S I C 三四一三	ガス事業所（本社、営業所等）
J S I C 八七一	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）

七			
留保の種類	措置	概要	留保の種類
<p>留保の種類</p> <p>産業分類</p> <p>小分野</p> <p>分野</p> <p>漁業</p> <p>領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業</p> <p>J S I C 〇三一 海面漁業</p> <p>J S I C 〇三二 内水面漁業</p> <p>J S I C 〇四一 海面養殖業</p> <p>J S I C 〇四二 内水面養殖業</p> <p>J S I C 八四九三 遊漁船業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p>	<p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条</p>	<p>留保する。</p> <p>日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p>	<p>J S I C 八七二 電気機械器具修理業</p> <p>注 J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、三〇九九、八七一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、原子力産業に関連するものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第二条）</p>

八		
分野	小分野	産業分類
概要	措置	
<p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。</p>	<p>(a) 水産資源の採取を伴わない調査</p> <p>(b) 集魚</p> <p>(c) 漁獲物の保蔵及び加工</p> <p>(d) 漁獲物及びその製品の輸送</p> <p>(e) 漁業に使用される他の船舶への補給</p>	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条</p> <p>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>
情報通信業	放送業	<p>J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。）</p> <p>J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。）</p>

九		
分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要	留保の種類
措置		概要 措置
<p>土地取引に関する事項</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）</p> <p>日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、カンボジア王国において日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国内におけるカンボジア王国の国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。</p> <p>外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条</p>		<p>J S I C 三八三 有線放送業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第五条</p> <p>放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第五十二条の八及び第五十二条の十三</p>

	分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要 措置
十		<p>法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

（カンボジア王国の表は省略）